

国民年金だより

障がい者になつたら 障害年金に該当する可能性があります

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない日本に住んでいる）初診日^{*}のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になつた人は障害基礎年金を受給できます。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。
※初診日とは…障がいの原因となつた病気やけがで初めて医療機関にかかった日のこと

◆受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成38年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

◆障害年金受給後に子が生まれた人にも加算があります

障害基礎年金を受けられる人に、生計を維持されている子がいる場合は年金額に加算があります。従来年金を受けられるようになったときに子がいなかつた場合は、後に子が生まれても加算はありませんでしたが、平成23年4月1日から障害基礎年金の受給者が、年金を受給するようになった後に子が生まれて生計を維持するようになった場合にも加算が認められるようになりました。

◆国民年金加入前に障がい者になつた人は

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障がい者になつた場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

※ 病状では障害年金に該当していても、保険料の未納があるため、納付要件で該当しないことがありますので、保険料の納付もしくは、免除を忘れずにしましょう。

※ 障害年金の1、2級と身体障害者手帳の級は同じではないので注意してください。

(例) 心臓ペースメーカーの装着または人工弁を置換した場合

身体障害者手帳は1級ですが、障害年金では3級となります。

ご不明な点は、役場町民生活課 年金担当（☎ 42-2633）へお問い合わせください

《広告》

公園売店みさき

松前さくらまつり
4月29日～5月14日



大小宴会予約承ります（ご予算人数相談可）
お気軽にご相談ください

カラオケ有



お問い合わせ 090-8426-8196 佐々木まで